道路に面する地域の騒音に係る環境基準

表１　秦野市における地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域 準住居地域、その他の地域
C	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域

表２　騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基　準　値	
	昼　　間	夜　　間
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	６０デシベル以下	５５デシベル以下
Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	６５デシベル以下	６０デシベル以下

※昼間：午前６時～午後１０時、夜間：午後１０時～午前６時

表３　騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基　準　値	
昼　　間	夜　　間
７０デシベル以下	６５デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては４５デシベル以下、夜間にあっては４０デシベル以下）によることができる。	

※昼間：午前６時～午後１０時、夜間：午後１０時～午前６時